

岐阜県公報

号外(二) 平成二十年六月二日

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定
指定医療機関の名称変更の届出

(地域福祉国保課)
(同)

ページ
一

告示

岐阜県告示第三百八十七号の二

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十年六月二日

岐阜県知事 古田 肇

名称	開設者	所在地	指定年月日
まつもとデンタルクリニック	松本祐介	各務原市蘇原青雲町五六三二	平成二十年六月二日

岐阜県告示第三百八十七号の三

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関への名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の

規定により告示する。

平成二十年六月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開 設 者 所 在 地 変 更 年 月 日

新 ク ひぐちクリニツ 医療法人社団新 生ほづみ会 瑞穂市別府七二五 一 平成二〇・六 一

旧 樋口産婦人科

平成二十年六月二日印刷
平成二十年六月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇 円 (送料共 (消費税二、二八六 円を含む。))